

なごみグループ(税理士・社労士)

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒141-0021 東京都品川区上大崎3-14-12 5F  
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 7F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

September, 2007

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 19 年度税制改正で、償却制度が変わりました！

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の 95%）及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点で 1 円（備忘価額）まで償却できるとされました。

改正前の問題点

- 諸外国では、取得価額の全額（100%）償却が一般的となっています。
- 95%償却できるのも、法定耐用年数の経過後となっています。
- 日本は、耐用年数が概して長いです。

税金面で不利

投資資金の回収が遅い

設備の入替が遅くなる.....

改正の背景

経済の活性化と国際競争力の強化をすべく、諸外国に比べて劣っていたわが国の減価償却制度を見直す必要がありました。

減価償却費の計算方法

定額法

○改正前：取得価額 × 90% × 償却率（1/耐用年数）

**改正後：取得価額 × 償却率（1/耐用年数）**

定率法

○改正前：未償却残高 × 償却率（10%の残存価額が考慮された率）

**改正後：未償却残高 × 償却率（定額法の償却率 × 2.5）**

一定年数経過後、定額法へ切り替えて 1 円まで償却できる。

『 250%定率法と呼んでいます。』

定率法は、未償却残高に一定率を乗じていくため、償却費は逡減し、耐用年数経過時に帳簿価額がゼロになります。

したがって、100%償却できるようにするために、定額法への切り替えが行われます。

100%償却するために  
どうかわったの???



## 250%定率法における定額法への切り替えの時点

定率法により計算した償却費が、一定の金額を下回ることとなった時

$$\text{一定の金額} = \text{その時点の帳簿価額} \div (\text{耐用年数} - \text{経過年数})$$

その事業年度より上記の金額(定額法)で、1円まで償却していくことになります。

なお、上記一定の金額については、納税者の事務負担が重くなることを考慮して、耐用年数ごとに一定の率を定めた速算表が示されています(19年3月30日公布、政省令)。

法令ではその率を「保証率」、切替後の定額法による償却率を「改定償却率」と規定しています。

$$\text{新定率法の償却限度額} = \text{改訂取得価額} \times \text{改訂償却率} \\ (\text{その時点の期首帳簿価額})$$

## 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

税制改正前に取得した減価償却資産については、改正前の償却方法で計算し、従前の償却可能限度額の95%まで償却した上で、その95%まで到達した事業年度の翌事業年度以後5年間で、残存価格1円まで均等償却することになります。

すべての資産に減税効果ありっ！

$$\text{償却限度額} = \left[ \text{取得価額} - (\text{取得価格の}95\% \text{相当額}) - 1 \text{円} \right] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

## 法定耐用年数の見直し

設備名称	設備の説明	改正前	改正後
フラットパネルディスプレイ製造設備	液晶、プラズマテレビ等に用いられている、電子的に画像を表示する為の装置	10年 (0.206)	5年 (0.500)
フラットパネル用フィルム材料製造設備	フラットパネルを構成するカラーフィルタと偏向版	10年 (0.206)	5年 (0.500)
半導体用フォトリソ製造設備	半導体基盤上に回路を焼き付けるための液体材料	8年 (0.250)	5年 (0.500)

○ これらの分野は技術進歩が著しく、激しい国際競争にさらされている分野です。したがって、国際競争力を確保するためには、耐用年数の短縮が必要になります。

○ 他の資産については、今後使用実態等の調査・分析、資産区分や耐用年数の見直しを行い、来年度税制改正される見込みです。

詳しい内容につきましては、当事務所職員までお問合せ下さい。

(文章担当: 谷村、生田)

～ 経営者の皆様へ～

**毎週金曜日、無料相談を実施しております！！**

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)